

国技建管第5号  
令和6年2月13日

各地方整備局 企画部 技術調整管理官 殿  
北海道開発局 事業振興部 技術管理企画官 殿  
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部 技術企画官 殿

大臣官房技術調査課  
建設システム管理企画室長

### 書類限定検査の実施の標準化について

工事の検査時（完成・中間）における、技術検査官による資料検査（電子検査を含む）において、監督職員と技術検査官の重複確認の廃止及び受発注者における説明用資料等の書類削減による効率化を図るため、「検査書類限定型工事の実施について」（令和3年3月23日付け国技建管第24号）を実施しているところである。

これまでの検査書類限定型工事の実施の結果を踏まえ、より一層の検査の効率化を図るため書類限定検査の実施を標準とすることとしたので、別紙の実施要領に基づき実施するようお願いいたします。

なお、「検査書類限定型工事の実施について」（令和3年3月23日付け国技建管第24号）は、廃止する。

## 書類限定検査の実施の標準化 実施要領

## 1. 目的

「書類限定検査の実施の標準化について」は、検査時（完成・中間）を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受発注者における説明用資料等の書類削減を行うことで技術検査官による資料検査の効率化を図るものである。

## 2. 対象工事

対象工事は各地方整備局等において実施する全ての工事（港湾、空港、官庁営繕工事を除く）について、実施するものとする。ただし、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格調査対象工事」又は、「監督体制強化工事」
- ・施工中、監督職員から文書等による改善指示が発出された工事

## 3. 実施内容

## (1) 技術検査

技術検査官は、技術検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行う。

①施工計画書	⑥品質規格証明書
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む）	⑦出来形管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質管理図表
④工事打合せ簿（承諾）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（提出）	⑩工事写真

※上記書類は、検査用に作成するのではなく、適時、監督職員に提出した資料をとりまとめたものとする。

※監督職員は「施工プロセス」のチェックリスト（案）（地方整備局工事成績評定実施要領の別紙－5①～④）を検査時に技術検査官へ提出し、チェック内容を説明するものとする。

## (2) 調査協力

アンケート調査があった場合には、受発注者ともに協力するものとする。

## 4. 実施方法

①検査（完成・中間）については、書類限定検査の実施を標準とし、特記仕様書、打合せ簿（指示）により、受注者に指示するものとする。

②これによりがたい場合は、検査通知前までに、上記10種類以外の追加書類を併せて受注者に通知する。

## 【特記仕様書、打合せ簿（指示）記載例】

### 1. 書類限定検査の実施

技術検査官による検査については、下記の10書類に検査時の資料を限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

### 2. 実施状況や改善点等を把握のするためのアンケートに協力する。